

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月1日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第12号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(責任者講習の委託)</p> <p>第8条 責任者講習は、<u>法第32条の2第1項</u>の規定により指定した香川県暴力追放運動推進センターに委託して行うものとする。</p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第10条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、<u>法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条及び第30条の3</u>の規定による命令は、警察署長が行うものとする。</p>	<p>(責任者講習の委託)</p> <p>第8条 責任者講習は、<u>法第31条第1項</u>の規定により指定した香川県暴力追放運動推進センターに委託して行うものとする。</p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第10条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、<u>法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項及び第30条</u>の規定による命令は、警察署長が行うものとする。</p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1~50 略					1~50 略				
51 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年	第3条~第30条 略				51 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年	第3条~第30条 略			
	<u>第30条の3</u>	損害賠償請求等の妨害に対する中止命令		*		○			

法律第77号)

第30条の4	損害賠償請求等に 係る請求妨害防止 命令	○	
第30条の5第1項	暴力行為の賞揚等 に対する禁止命令	○	
第30条の5第2項	暴力行為の賞揚等 に対する禁止命令 の取消し	○	
第32条の2第1項	香川県暴力追放運 動推進センターの 指定	○	
第32条の2第5項	香川県暴力追放運 動推進センターの 財産状況、事業運 営に関する改善措 置命令		○
第32条の2第6項	香川県暴力追放運 動推進センターの 指定の取消し	○	
第33条第1項～第42条第3項 略			
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第13条第1項～第32条 略		
	第32条の3	中止命令書の送達	* ○
	第32条の4	請求妨害防止命令書の送達	○
	第32条の5	賞揚等禁止命令書の送達	○
	第33条～第36条第2項 略		
第37条	再発防止仮命令書、事務所使用制限仮命令書、請求妨害防止仮命令書又は賞揚等禁止仮命令		* ○

法律第77号)

第31条第1項	香川県暴力追放運 動推進センターの 指定	○	
第31条第5項	香川県暴力追放運 動推進センターの 財産状況、事業運 営に関する改善措 置命令		○
第31条第6項	香川県暴力追放運 動推進センターの 指定の取消し	○	
第33条第1項～第42条第3項 略			
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第13条第1項～第32条 略		
	第33条～第36条第2項 略		
	第37条	再発防止仮命令書 又は事務所使用制 限仮命令書の送達	* ○

		書の送達		
		第38条～第48条第3項 略		
	(2)～(4) 略			
52～99 略				
備考 略				

		第38条～第48条第3項 略		
	(2)～(4) 略			
52～99 略				
備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。